

車を運転する従業員に対する アルコールチェックが厳しくなりました

弁護士 日和優人



1 アルコールチェックの義務付け

今年4月1日から、一定の要件を満たす使用者に対して、安全運転管理者を選任して、運転手の酒気帯びの有無(アルコールチェック)を目視で確認することが義務付けられました。さらに今年10月1日からは、目視での酒気帯び確認に加え、アルコール検知器による確認も義務づけられる予定でしたが、内閣府の方針により延期されることになりました(新しい施行日は未定です。)

今回は、この改正について解説したいと思います。

2 改正のポイント

従前(2011年)から事業用の自動車(緑ナンバー)の運転者に関しては、アルコールチェックが義務付けられていました。しかし、今回の改正では自家用の自動車(白ナンバー)も対象となっています。そのため、会社の営業車や社用車であっても対象となることになりました。また確認した内容は記録し、その記録は1年間保存しておく義務があります。

3 対象となる事業所の規模

対象となる事業所は、①乗車定員11人以上+自動車を1台以上使用する事業所か②乗車定員10人以下でも自動車を5台以上使用する事業所のどちらかに該当する場合です。

さらに、20台以上の自動車を使用する事業所については、副安全運転管理者も選任する必要があります。

なお、二輪車については、1台を0.5台とカウントします。

4 罰則

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任する義務を負う使用者が、その選任を怠った場合、5万円以下の罰金が科されます。

他方、安全運転管理者・副安全運転管理者が適切に設置されていれば、アルコールチェックについて不備があったとしても直接の罰則はありません。しかし、アルコールチェックの不実施や、不適切な実施が判明した場合は、使用者と安全運転管理者は、公安委員会から必要な報告・資料の提出を求められたり、道路管理者の解任を命じられる可能性があります。

「知っておきたい 裁判員裁判の流れ」

弁護士 高橋祐一



裁判員裁判が始まって10年以上が経過しました。ここでは、裁判員の選任過程、選任後の関わり方を簡単に説明します。裁判員の選任過程は、3段階あります。①選挙権を有する国民の中から、来年1月から12月に行われる裁判員の候補者がくじで選ばれ、名簿に登録されます。登録された人には、前年の11月頃に、郵送で通知がされます(通知が無ければ翌年は裁判員になることはありません)。②裁判員裁判の日程が決まると、この名簿から、裁判員選任手続に出頭を求める人を選定します。③裁判員選任手続に出頭した人の中から裁判員を抽選で選任します。このような流れで裁判員が選任されます(ちなみに、裁判員に選任される確率は、宝くじよりも低いそうです)。

裁判員選任後は、裁判官と共に法壇上の椅子に座り、刑事裁判を進めます(なお、裁判官が質問(補充質問)をするように、裁判員も直接、証人や被告人に対して質問ができます)。裁判員の判断事項は、

④被告人が起訴状記載の行為を行ったか⑤有罪の場合の量刑、という2点に収められますので、この2点を意識しながら法廷で証拠や証言を見聞きすることになります。

法廷での手続後は、裁判官と裁判員が同じ目線・土俵で議論(評議)します。評議では裁判員の意見・視点を最大限判決に取り入れることを念頭に置いています。ですので、間違った発言をすることが恥ではなく(そもそも、間違った発言など無いのです)、積極的に意見を言わないと市民感覚が反映されない事態に陥ってしまいますので、意見を言わないことの方が恥ずかしいと思うくらいでちょうど良いのではないのでしょうか。評議の最後は、結論を決める多数決(評決)を行います。この多数決には、多数側に一人でも裁判官が入る必要があると法律上決められています(トラップと表現する裁判員もいるようです)。

裁判員裁判の概略を説明しました。裁判員を経験された方はほぼ総じて経験して良かったという感想のようです。ぜひ、参加を前向きに検討してみてください。